

第32回

島原市農業委員会総会議事録

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成26年1月27日(月)午後4時00分より
於:島原市有明庁舎3階大会議室

32回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成26年1月27日(月) 16時00分

2. 閉会時間 平成26年1月27日(月) 16時53分

3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 30名

5. 欠席委員者の数 1名

6. 議案

- 第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号議案 非農地証明願について
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
- 第6号議案 競売農地買受適格証明願いについて(耕作目的)
- 第7号議案 農業委員会選挙人名簿登載申請審査について

7. 報告事項

- 報告第1号 合意解約通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 平成25年度荒廃農地の発生・解消に関する調査について

16時00開始

議長

只今より、第32回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員

は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は

成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

・・・番　・・・委員、・・・番　・・・委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・市・・・の・・・さん、譲受人は、・・・町の・・・さんで、田1筆992平方メートル、畑1筆413平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は9,693平方メートルで、農機具は、トラクター、耕耘機等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、子の・・・さんで、田1筆891平方メートル、畑2筆1,775平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は9,094平方メートルで、農機具は、トラクター、耕運機、コンバイン等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

1番について、譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、バレイショ、人参を作付し、通作距離は徒歩5分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査委員

2番について、譲受人は農家で14年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、人参、大根を作付し、通作距離は徒歩5分ということです。

今回の申請は、親から子へ贈与するということで何ら問題はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番及び2番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の申請人は・・・・・・の・・・・・・さん、申請地2筆2, 230平方メートルと隣接、本人所有の宅地と一体利用で、太陽光発電施設2, 622平方メートル(49.44kwを3カ所、48.00kwを1カ所) 低圧4カ所196.32kwを設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は農地及び宅地、東側は農地、南側は農地及び申請者の宅地、西側は雑種地及び道路となっております。

雨水は敷地内の側溝、溜枳を經由して水路放流するということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の賃貸人は・・・町の・・・さん、賃借人は・・・町の・・・・・・・・・・・・
理事・・・・さんです

申請地2筆1, 860平方メートルを借り受け、高齢者専用賃貸住宅、木造平家建366.68平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

農地法第5条の規定による許可申請について

1番の申請地は・・・町の一角にあり、南側は宅地、他3方は道路に囲まれております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の賃貸人は・・・町の・・・さん、賃借人は・・・町の株式会社・・・代表取締役・・・さんです

申請地4筆759平方メートルを借り受け、従業員及び来客用駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の近隣商業地域で、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は河川、西側は鉄道敷きとなっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は弟で・・・の・・・さんです。

申請地1筆161平方メートルを借り受け、農地への進入道路及び駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側は使用借人の農地、南側は農地、西側は道路となっております。

雨水は水路放流するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の賃貸人は・・・町の・・・さん、賃借人は妻の・・・さんです。

申請地1筆1, 880平方メートルを借り受け、太陽光発電施設1, 043.29平方メートル(32.00kw1カ所、37.00kw1カ所、49.50kw1カ所、43.00kw1カ所)低圧4カ所161.50kwを設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

なお、現地調査の際、隣接農地との合意はと言うことで、その後事務局で調査した結果、代理人を通じて了解をもらっていると言うことであります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

4番の申請地は・・・町の一角にあり、北側、東側及び南側は水路を挟んで農地、西側は賃貸人所有の農地となっております。

雨水は自然流下および水路放流するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の使用貸人は・町・の・さん、使用借人は有限会社 ・ 代表取締役 ・ さんです

申請地1筆817平方メートルに、太陽光発電施設353.69平方メートル、低圧49.50kwを設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

5番の申請地は・町・の一角にあり、北側は里道を挟み宅地、東側は宅地、南側は使用貸人所有の宅地、西側は使用貸人所有の農地及び自動車専用道路となっております。

雨水は自然流下および使用貸人所有の宅地内側溝に放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

6番の使用貸人は・・の・・・・・さん、使用借人は・・・・・の・・・・・さんです
申請地1筆697.97平方メートルに、太陽光発電施設228.48平方メートル、低圧24.00kwを設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

6番の申請地は・・の一角にあり、北側及び西側は道路、東側は農地、南側は宅地となっております。

雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願の1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・・町の・・・・さんです。

申出地112平方メートルは、都市計画区域内の近隣商業地域で、大正年月日不詳頃より宅地として使用しているとのことです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

非農地証明について、1番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は第3号議案2番申請の農地、西側は賃貸人の宅地となっております。

20年以上、住宅への入口として使用されているので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第4号議案 非農地証明願の2番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・町の・・・・・・さんです。
申出地142平方メートルは、都市計画区域内の商業地域で、明治年月日不詳頃より宅地として使用しているとのことです。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

2番の申請地は・・・町の一角にあり、四方を住宅に囲まれております。現状を見ますと、20年以上前から宅地の一部として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、じよせき除斥の必要があります

ので、・番 委員、 . . 番 委員の退場を求めます。

(. 委員、 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

議案集、5ページから 7ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	6件	25筆	28,317.00㎡
耕作権の再設定	9件	25筆	18,308.66㎡
合計	15件	50筆	46,625.66㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、8ページに記載のとおりで、2件 4筆 4,038㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。

・番 委員、 . . 番 委員 の入場を求めます。

(. 委員、 委員 入場)

・・・・・・委員、・・・・・・委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第6号議案、農地買受適格証明願について、を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、^{じよせき}除斥の必要がありますので、番・・・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、競売農地買受適格証明願についてですが、・・・・・・地区で現在1件3筆の競売、県央振興局が公告されており、その入札参加のための申請でございます。

物件①は、所在地、・・・・・・番、畑530平方メートル、物件②は、所在地・・・・・・番2、畑323平方メートル、物件③は、所在地・・・・・・番、畑1,205平方メートル、なお、物件②と③がセットになっています。

入札日は2月5日に予定されております、この公売物件について、・・・・・・番地2の・・・・・・さん、及び・・・・・・番地3の・・・・・・さんの2名から買受適格証明願いの提出があっております。

まず、・・・・・・さんは田、畑9,352平方メートルを経営し、妻と両親の4名で菊等を栽培し、トラクター及びトラック等を所有されており、すべての許可要件を満たしております。

次に、・・・・・・さんは、田、畑70,200平方メートルを経営し、本人と両親の3名で大根等を作付し、トラクター、トラック等を所有されており、すべての許可要件を満たしております

申請があった両名については、適格者の要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農地買受適格証明書を2人に交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の農地買受適格証明書を交付することに決定します。
・番 ……委員 の入場を求めます。

(……委員 入場)

……委員に関する案件も含め、農地買受適格証明書を交付することに決定しましたので報告します。

次に、第7号議案、 農業委員会選挙人名簿登載申請審査について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農業委員会選挙人名簿登載申請審査について説明します。

これは、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定により、平成26年1月1日現在による農業委員会委員選挙人名簿の登載について、申請されています。

委員さんの後ろの机に、各地区ごとに配置しておりますので、審査をよろしく願います。

なお、質疑等がありましたら、後でお願いします。

議長

各地区の名簿を適格にお調べ願います。

しばらく休憩します。休憩中に審査をお願いします。

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、協議を再開いたします。

ただいま、審査をして頂きましたが、何か質問等はありませんか。

(「異議なし」という発声)

ご質疑等がありませんので、選挙人名簿の審査を終了いたします。
これを市の選挙管理委員会に提出いたしたいと思えます。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案集10ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の合意解約通知書については、4件4筆3, 287㎡の届けがありました。

報告第2号、使用貸借解約通知書については、1件1筆1, 490㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、平成25年度 荒廃農地の発生・解消に関する調査について、ご説明いたします。議案集の11ページから12ページをご覧ください

昨年の10月に市内全域の農地パトロールを、全委員さんの立会のもと実施しました。その結果を報告いたします

耕作放棄地は市内全域で17.4ヘクタールとなりました。内訳といたしまして、田が133筆72, 658平方メートル、畑が130筆101, 376平方メートルとなっております。

なお、前年度は15.7ヘクタールで今回1, 7ヘクタールの増となりました。解消面積は6.3ヘクタールで4.1ヘクタールは宇土山基盤整備事業で整地されたものです。新規発生面積は8.0ヘクタールで、田が71筆38, 721平方メートル、畑が36筆41, 588平方メートルの新規発生地がありました。

なお、地区別の面積及び解消、新規内訳については、各表に明記しておりますので、ご確認をお願いいたします。これで報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第32回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時53分